

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準

	項目	区分	配点
基本項目	① 令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh） （注1）	0.000 以上 0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.525 未満	40
		0.525 以上 0.550 未満	35
		0.550 以上 0.575 未満	30
		0.575 以上 0.600 未満	25
		0.600 以上	0
	② 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況（注2）	0.675 %以上	10
		0 %超 0.675 %未満	5
		活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況（注3）	8.00 %以上	20	
	5.00 %以上 8.00 %未満	15	
	2.50 %以上 5.00 %未満	10	
	0 %超 2.50 %未満	5	
	活用していない	0	
加点項目	④ 環境マネジメントシステムの導入状況（注4）	導入している	10
		導入していない	0
	⑤ ・需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組 ・地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組（注5）	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

注1 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣により公表されている調整後排出係数を用いることとする。

注2

(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、①令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を②令和3年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値をいう。

(算定式) 未利用エネルギーの活用状況 (%) = ① ÷ ② × 100

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。）をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電を行う場合において、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃するときは、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注3

(1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次に掲げる再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を令和3年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

① 令和3年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（令和3年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（令和3年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（令和3年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）

$$(\text{算定式}) \text{ 再生エネルギーの導入状況 (\%)} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \div \text{⑥} \times 100$$

※⑥は、令和3年度の供給電力量（需要端）（kWh）をいう。

(2) 再生可能エネルギー電気とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満に限る。ただし、揚水発電を除く。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気を除く。

注4 環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」及び「KES」に限る。

注5 「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なダイヤモンド・リスポンスの取組」及び「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」の具体的な評価内容の例としては、「設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス」、「電力使用抑制に協力した場合の経済的な優遇措置の実施」、「地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定」、「発電所の指定が可能な再エネ電力メニューの設定」等が考えられる。

なお、本項目は、個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであるため、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象としない。